

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 第18回火薬小委員会 議事要旨

日時：令和7年12月23日（火曜日）14時00分～15時12分

場所：本館17階第5共用会議室及びWeb

出席者

三宅委員長、石坂委員、岩田委員、大貫委員、川崎委員、高橋（賢）委員、高橋（裕）委員、岳川委員、西脇委員、東委員、山内委員

議題

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 保安検査の基準日の見直しについて | 【審議事項】 |
| (2) 軽微な変更の工事の追加について | 【審議事項】 |
| (3) 避雷装置の技術基準を定める告示の改正について | 【審議事項】 |
| (4) その他 | |

議事概要

- (1) 保安検査の基準日の見直しについて（審議事項）

- 事務局より、議題1「保安検査の基準日の見直しについて」を説明（資料1 保安検査の基準日の見直しについて）し、修正意見なく了承された。

【委員からの主な意見】

- 地域によっては積雪等があり、保安検査の実施日が毎年少しずつ前倒しになる。前回の保安検査の日から1年経過した日を基準日とし、その基準日の前後1ヶ月以内に保安検査を実施できれば、基準日において保安検査を受けたことにできると、非常に保安検査の日程調整等が容易になるため、賛成。
- 自治体としても事業者の実態に即した見直しであるため、当該見直しには賛成。

- (2) 軽微な変更の工事の追加について（審議事項）

- 事務局より、議題2「軽微な変更の工事の追加について」を説明（資料2 軽微な変更の工事の追加について）。
- 各委員からの指摘事項について、事務局で検討し、最終的な確認は委員長に一任することで、了承された。

【委員からの主な意見】

- 火薬庫外の設備の変更の工事は、火薬庫に近く、また、工事を実施する者が火薬類の物性に詳しく、取扱い上の危険事項を理解している、もしくは工事の発注者から保安教育を受けている者という条件がなければ、客観的

にみて災害発生の原因とはなりにくい変更の工事とは言えないのではないか。

(事務局回答)

- 火薬類取締法において、火薬庫に火薬類を貯蔵している場合においては、火薬庫外で何らかの影響があっても直接的な災害は生じないよう火薬庫の技術基準を設計している。そのため、火薬庫外で何をしても良いということではないが、一定の変更の工事に関してはその工事が直ちに災害の発生に繋がらないと考えている。
 - ・ 簡易土堤の頂部の厚み等は規定されているのか。
- (事務局回答)
- 軽微な変更の工事を新たに追加するにあたって、例示基準の整理を実施したい。その際、ご指摘頂いた点も考慮し、実際に工事に従事する者が理解しやすい表現にしていきたいと考えている。

(3) 避雷装置の技術基準を定める告示の改正について（審議事項）

- 事務局より、議題3「避雷装置の技術基準を定める告示の改正について」を説明（資料3　避雷装置の技術基準を定める告示の改正について）し、修正意見なく了承された。

【委員からの主な意見】

- ・ 新しい基準が施行された後に避雷装置の一部を修理または交換する場合、保護角度や引下げ導線等の設置基準はどうなるのか。

(事務局回答)

- 火薬類取締法においては、許可を受けたものが基準になり、それ以降は維持義務の範囲内で行うため、避雷装置そのものを取り替える等の場合には施行後の基準が適用されるが、一部補修の範囲内で修理する場合、許可を受けたときの基準を採用することとしている。

(4) その他

- 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会から、連合会が進める流通保安教育制度の実施状況について報告があった。

[お問合せ先]

経済産業省 産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付
電話：03-3501-1870